

看護学生の「注射法」の学習方法に対する保護者の意識

佐々木 真紀子 石井 範子 長谷部 真木子
工藤 由紀子

要 旨

本研究では、看護学生の「注射法」習得のための学習方法に対する保護者の意識を明らかにすることを目的に調査を実施した。対象者はA看護系短期大学の保護者240名であり、調査票の回収数216（回収率90%）であった。

調査の結果、看護学生が「注射法」の技術を習得することに対する保護者の意識として次のことが明らかになった。

1. 卒業までには注射ができるようになることを期待している。
2. 免許を持たない学生であっても技術の習得のためには「人」や「学生同士」で授業で注射を行うのはやむをえないという意識であった。

はじめに

平成14年3月に公表された文部科学省の看護学教育の在り方に対する検討会報告「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」¹⁾において、「注射法」は看護学の学士課程で習得すべき基本技術として位置づけられている。同時に、同報告では「注射法」などの身体に侵襲を及ぼす看護技術の学内実習について、強化する方法を様々に工夫している大学がある一方で、実習しなくても良いとする大学があることが報告されており、「注射法」の習得状況は様々であると考えられる。

「注射法」が学士課程で習得すべき基礎技術に位置づけられながらも、教育方法が異なる理由には、看護系大学が急増するなか、看護技術のとらえ方や到達目標、および教育方法が多様化している^{2,4)}ことや、看護師の免許を持たない学生が、患者役としての学生や患者に注射をすることの安全管理上の問題や、患者の権利擁護の観点から学生の実習の機会が制限されている⁵⁾ことなどがあげられる。「注射法」の習得にあたってはこれらの問題点を解決しながら教育を行っていく必要がある。

現在、我々は「注射法」の教育目標を「対象の安楽に配慮し、安全かつ正確に注射法が実施できる」と設定し、注射部位の確認は身体で行うが、注射針の刺入についてはシミュレーションモデルを使用した演習を行っている。しかしシミュレーションモデルによる演習だけでは、情意領域における対象への配慮や、精神運動領域における安全確保の技術などの学習目標の到達には限界がある。「注射法」の看護技術の能力をさらに高めるためには、人体に対して注射を実施することも含めた教育方法の検討が必要であると考え、人体に対して注射を行う演習では、学生が患者役となり注射を受けることが必然的になり、身体侵襲をうけることになる。このような「注射法」の教育における倫理的配慮としては、十分な安全管理を行うこと、学生の同意を得て行うことはもちろんであるが、学生の大部分が未成年者であることから、更なる配慮が必要である。研究における倫理指針^{6,7)}や患者の権利に関するリスボン宣言⁸⁾では、未成年者を対象とする場合においては、その人の法的に責任のある代諾者からインフォームド・コンセントを入手すべきであると謳われており、これを教育に準用すると、未成年者の学生が

身体侵襲をうける「注射法」の実施には、保護者の同意が必要であると考えられる。

近年「注射法」など身体侵襲のある看護技術については学生の同意書を得て実施している教育施設もあるが、保護者を対象として行っているのか、また同意書に対する保護者の反応などについては報告されたものは見あたらない。

我々は今後保護者の同意を得て学内演習を行うことも検討中であるが、同意を得るためには保護者がその内容について十分理解していることが前提となる。そこで本研究では、今後の「注射法」の教育方法を検討する基礎資料とするために、保護者が看護技術の教育内容や「注射法」の教育方法についてどのような認識であるのかを明らかにすることにした。

1. 研究方法

1. 対象

看護系短期大学看護学科1～3年次に在籍する学生の保護者240人（学生1人あたり保護者は1人とした）

2. 調査期間

平成14年12月下旬～平成15年1月中旬

3. 調査方法

調査用紙は学生を介して保護者に配布し、学内に回収箱を設置して回収した。

4. 調査内容

質問は以下の内容とした。

1) 対象者の背景

①学生との関係

②職種

③病気やけがで看護師に看護された経験の有無

2) 「注射法」の教育に対する認知状況

設問は「看護教育に看護技術の学習があることを知っているか」とし、回答は「知っている」「知らない」の2肢択一とした。

3) 卒業時の「注射法」の習得状況に対する意識

設問は「卒業までに看護の対象である人（以下「人」）人に対して安全に注射ができるようになるべきと思うか」とした。回答は、「おおいにそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「あまり思わない」「思わない」の5肢択一とした。

4) 学生が「人」に注射をすることに対する意識

この場合は、注射モデルでの十分な学習後の実施であることを条件とした。

5) 授業で「学生同士」が注射することに対する意識

この場合は、授業で希望する学生に個別に教官が付き添い、安全の確保を最優先して行うことを条件とした。

4) 5) の回答は、「技術習得のためには行うべきだ（以下、行うべきだ）」「技術習得のためにはやむをえない（以下、やむをえない）」「免許がないのだから行うべきではない、注射モデルで練習を積むべきだ（以下、行うべきではない）」「その他」の4肢択一とし、自由記述欄を設けた。

なお、4) 5) の質問の前に、看護師の免許を持たない学生が注射を実施することの問題点や看護基礎教育における「注射法」技術の教育の経緯を質問紙上で説明した（資料1）。

5. 集計・分析

各質問項目の回答数と割合を算出した。また質問項目の3) 4) 5) については、「注射法」の教育に対する保護者の認知状況および保護者の背景との関連を検討するためにカイ二乗検定を行った。統計用ソフトにはSPBS (Ver9.4)⁹⁾を用いた。

6. 倫理的配慮

学生と保護者には文書で研究の主旨を説明した。また学生と保護者には、結果の公表にあたって匿名性を確保すること、本研究の目的以外に用いないこと、調査への協力の有無は自由であり、また学生の成績評価と一切関係しないことを確約した。回答は無記名とした。

資料1. 看護基礎教育における「注射法」技術の教育の経緯についての説明文

注射は治療行為であり、医師、看護師など免許を持った職種にのみ認められている行為です。しかし看護教育では、教育の特色上、授業の一環として十分な指導のもとに学内や臨床実習で、学生が学生や患者に注射を行ってきた経緯があります。

しかし近年、倫理的な問題や学生、患者の安全確保の観点から、基礎教育の段階では人体への注射を実施しない教育機関が増えています。本学でも数年前から人体には行わず、注射用モデルを用いた実習を行っています。注射用モデルとは、注射する部分だけ身体につけて、あるいは注射の実施ができるようになっている人形などの教材です。

II. 結 果

1. 回収結果

回収人数は216人、回収率は90%であった。

2. 対象者の背景

1) 対象者の年齢は24～64歳で平均年齢は48.7歳であった。学生との関係は、母親が129人(59.7%)、父親が85人(39.3%)、兄弟・姉妹が1人(0.5%)、その他が(1人, 0.5%)であった。

2) 対象者の職種は、非医療関係者が190人(88.0%)、医療関係者が24人(11.1%)であった。

3) 病気やけがで看護師により看護された経験は、

「ある」が183人(84.7%)、「ない」が32人(14.8%)、「忘れた」が1人(0.5%)であった。

3. 「注射法」の教育に対する保護者の認知状況

看護師の教育内容に「注射法」の学習があることについては、「知っている」が193人(89.4%)、「知らない」は23人(10.6%)であった。

4. 卒業時の「注射法」の習得状況に対する保護者の意識

学生が卒業までに「人」に対して注射を安全にできるようになるべきかについては、「そう思う」が117人(54.1%)、「おおいにそう思う」が69人(31.9%)、

表1. 学生が「人」に注射をすることに対する意識（各回答肢ごとの自由記載）

回 答 肢	記載者数	記載内容
技術習得のためには行うべき	11	<ul style="list-style-type: none"> ・患者さんの痛み、苦しみがわかる ・患者側に立って考えると十分な技術を身につけてほしい ・モデルと人体では感覚的に違うところがある ・血管の感触を知っておくうえで必要 ・人間とモデルでは、注射する側、される側の気持ち（不安）を知る上で違う ・注射用モデル学習後なら大丈夫と思われる ・注射用モデルと人間では大変な違いがある。モデルで十分な学習後指導者がきちんとついて指導してほしい ・最近の医療事故、ミスに心を痛めている。立派な医療技術者を育成してほしい。 ・一度も実技なしに免許を取るのもおかしい <p style="text-align: right;">他</p>
技術習得のためにはやむをえない	8	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験に合格すれば専門職とみなされるのでそれなりの技術技能を有するべきだ ・患者は一人一人違うが、一度や二度の経験でも本人達の自信につながる。 ・モデルと人体では違うので、十分な配慮をしたうえで実施してほしい ・注射の技術が習得できれば、卒後即戦力になる ・何かあった時が問題になる。対応がきちんとなされていることが条件となる。 ・学内での指導徹底が大前提 <p style="text-align: right;">他</p>
免許がないので行うべきではない	2	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事故等も考え行うべきでない ・注射をするためのレベルテストがあり、それをクリアすればすればできるように法的に働きかける
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学科の看護師（教員）が見守る中で行うべき ・実践の必要は理解できるが、どういう人（例えば患者）に対してできるかは問題があるのではないか ・患者が学生の練習対象になるのは避けたほうがよい。学生同士で練習することは必要 <p style="text-align: right;">他</p>
合 計	25	

「どちらとも言えない」が20人 (9.3%), 「あまり思わない」が4人 (1.9%), 「思わない」が6人 (2.8%)であった。

5. 学生が「人」に注射を行うことに対する意識

学習として学生が「人」に対して注射を行うことに対しては、「やむをえない」が116人 (53.7%) で最も多く、次いで、「行うべき」が69人 (31.9%), 「行うべきではない」は27人 (12.5%), 「その他」が4人 (1.9%) であった。

また「行うべき」あるいは「やむをえない」と回答した保護者の自由記述の内容は、『患者の痛みや苦しみがわかる』『モデルと人体では感覚的な違いがある』『国家試験に合格すれば専門職と見なされる』などであった。また「行うべきではない」では『医療事故等も考え行うべきでない』『注射をするためのレベルテストがあり、それをクリアすればできるように法的に働きかける』であった (表1)。

6. 授業で「学生同士」が注射をすることに対する保護者の意識

授業で「学生同士」が注射をすることは「やむをえない」が123人 (56.9%) で最も多く、次いで「行う

べき」が78人 (36.1%), 「行うべきではない」が11人 (5.1%), 「その他」が4人 (1.9%) であった。

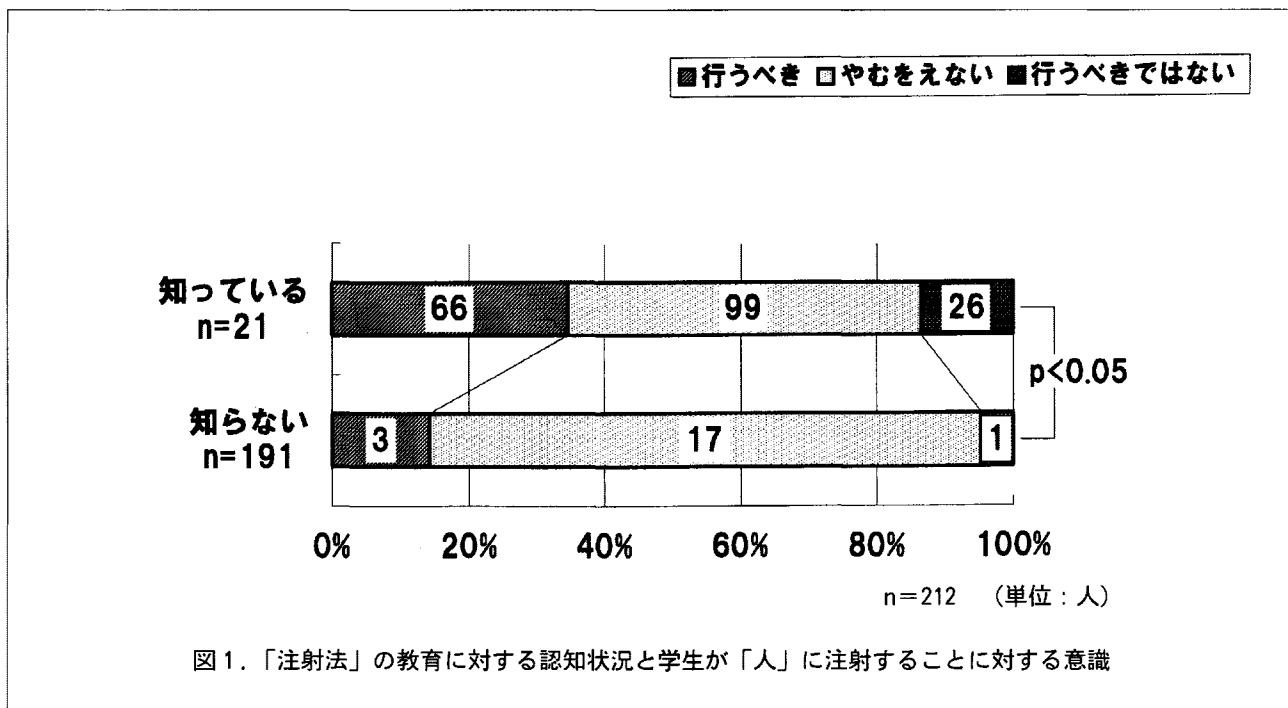
また「行うべき」「やむをえない」と回答した保護者の自由記述では、『実体験こそ技術習得の第一歩』『志が一緒なら行ったほうがよい。専門職のたまごと思っている』『就職してからでは遅いと思う』『国家試験に合格すれば専門職と見なされる』『自信や自覚につながる』『卒後即戦力として求められる現状がある』『安全の確保を最優先』などであった。「その他」と回答した保護者の記述は、『前提条件がしっかりしていればよいが、よくわからない』『学生同士といっても、本人の同意があるかをしっかりと確認しないといけない』などであった (表2)。

7. 保護者の背景と学生が「人」に注射をすることに対する意識との関連性

保護者の学生との関係や、医療職か非医療職か、また看護を受けた経験が学生の「人」に注射をする事に影響することが考えられたため、これらについて関連性を検討した。学生との関係では回答者の99%を父、母が占めたため、父または母であることと学生が「人」に注射をすることに対する意識に関連があるかを検討

表2. 授業中に「学生同士」で注射をすることに対する意識 (各回答肢ごとの自由記載)

回 答 肢	記載者数	記載内容
技術習得のためには行うべき	9	<ul style="list-style-type: none"> ・.実体験こそ技術習得の一步 ・.絶対の安全性を確保 ・.志が一緒なら行ったほうがよい, 専門職のたまごと思っている. ・.注射する気持ち, される気持ち (不安) を知る ・.「行うべきでない」にしようと思ったが, 就職してからのスタートでは遅いと思う. ・.この場での経験がなければ, 習得する機会がない ・.仮免許のような制限付き許可を与え, 学生による注射の違法性をなくすことはできないか <p style="text-align: right;">他</p>
技術習得のためにはやむをえない	5	<ul style="list-style-type: none"> ・.看護師イコール注射ができる人というイメージがある. 自信や自覚につながると思う ・.卒後即戦力として新人も求められる現状がある ・.親の了解を得た場合, すべき ・.安全の確保を最優先 <p style="text-align: right;">他</p>
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・.前提条件がしっかりしていればよいが, よくわからない ・.学生同士といっても, 本人の同意があるかをしっかりと確認しないといけない <p style="text-align: right;">他</p>
合 計	18	



したが、有意な関連はなかった。また職種や看護をうけた経験の有無と意識の関連のいずれにおいても、有意な関連はなかった。

8. 「注射法」の教育に対する認知状況と、学生が「人」に注射をすることへの意識との関連

保護者の「注射法」の認知状況と、学生が「人」に注射をすることへの意識との関連では、教育内容を知っていると答えた保護者は、知らないと答えた保護者に比べ、「行うべき」の回答が多い傾向にあった ($p < 0.05$) (図1)。

Ⅲ. 考 察

本研究では、「注射法」の学習方法に対する保護者の意識を明らかにするために調査を行った。その結果、卒業までに学生が「人」に対して注射ができるようになることについては、保護者の大半が「大いに思う」「思う」と「注射法」の技術の習得を積極的に期待する回答であった。看護師の職業に対する一般の人々の認識についての先行研究¹⁰⁾では、看護師の仕事内容として「注射をする人」が上位を占めており、一般的にも「看護師」と「注射ができる」という意識は密接に関連している。保護者の回答には、このような意識が反映されていることが考えられる。また保護者の自由記述には『最近の医療事故、ミスに心を痛めている。立派な医療技術者を育成してほしい』と、確かな実践力の基礎を身につけた医療職の養成を期待していることが考えられる。

また学生が「注射法」を習得するための学習方法として「人」や患者役の学生に対して注射を行うことは、技術習得のためには「行うべきだ」「やむをえない」と実施に肯定的な意見が大半を占め、最も多かった回答は「やむをえない」であった。これは自由記述にもあるように、国家試験に合格後は専門職として見なされることや、就職後は看護の即戦力として期待される現状が影響していると考えられる。従って、保護者としては免許を持たない学生ゆえの様々な制約があるにしても、基礎教育の中で十分な教育を期待したいという意識であると考えられる。そのため、モデルでは習得しきれない人体に注射する感触を学生のうちに体験してほしい、それが学生の自覚や自信になってほしいという保護者の期待が込められていると察せられる。一方、免許がないので「行うべきではない」では、『法的に働きかけ、免許がない学生が合法的に行えるシステムづくりを望む』ということがあげられた。「行うべきではない」とする保護者でも、条件を整えて、できるだけ「注射法」の習得を望みたいという意識であると考えられる。

今回の調査により、保護者は免許を持たない学生が注射をすること、また未成年者である子どもが他の学生から注射をされることに対しては「やむをえない」ではあるが肯定的であった。従って「注射法」の教育方法として「学生同士」が注射をすることに対しては、保護者の同意はほぼ得られると予測される。しかし、「注射法」の教育内容を良く理解していない場合には、

同意を得られないことも考えられることから、今後同意を得る際には、保護者が「注射法」の教育内容を良く理解し明確な判断ができるように、学習方法や安全確保の対策など十分な説明を行うことが必要であると考える。

IV. 結 論

看護学生の「注射法」技術の習得に対する保護者の意識は、

1. 卒業までには注射ができるようになることを期待している
2. 免許を持たない学生であっても技術の習得のためには「人」や「学生同士」で授業で注射を行うのはやむをえない、とする意識であった
3. 学生が「人」に注射をすることに対する保護者の意識では、教育内容を知っていると答えた保護者は、知らないと答えた保護者に比べ「行うべき」の回答が多い傾向にあった。しかし保護者の背景とは関連がなかった。

おわりに

保護者の「注射法」に対する意識に関する今回の調査結果からは、学生が「人」や「学生同士」で注射することにはほぼ肯定的であり、保護者の同意を得て「学生同士」で注射を行うことは可能であることが示唆された。「注射法」の技術教育において、基礎教育の卒業までに一度も人体に対する注射の経験をもたずに卒業することに対する疑問の声も聞かれるが、基礎教育では何をどこまで教授すべきか、可能な範囲で、より実践的な技術を安全に責任をもって教授することの必要性が高いと考える。今後「注射法」の授業において学生同士で実施する場合には、今回の結果を踏まえて保護者の同意を得るための具体的な手続きについ

て検討していきたい。

なお本研究の要旨は、日本看護学教育学会第13回学術集会において発表した。

稿を終えるにあたり、調査ご協力いただいた皆様に深く感謝致します。

文 献

- 1) 看護学教育の在り方に関する検討会報告：大学における看護実践能力の育成の充実に向けて、文部科学省高等教育局医学教育課，27，2002
- 2) 高橋有里，柴田下衣・他：医療の進歩と看護ニーズの変化に対応する「基礎看護学」の教育内容の検討－基礎看護技術科目の分析から－，岩手県立大学看護学部紀要3：113-120，2001
- 3) 阿曾洋子：「身体侵襲を伴う看護技術教育」を考える，看護展望27(10)：17-22，2002
- 4) 松田たみ子：大学教育における「身体侵襲を伴う看護技術」教育の実際と課題，看護展望27(10)：23-28，2002
- 5) 日本看護系大学協議会広報・出版委員会編：看護学教育学生・教員・体制，7-25，2003
- 6) ヘルシンキ宣言（2000年版）：＜入手先：http://www.med.or.jp/wma/helsinki00-j.html＞
- 7) 厚生労働省：臨床研究に関する倫理指針，＜入手先：http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/07/tp0730-2b.html＞
- 8) 患者の権利に関する WMA リスボン宣言（1995年修正）：＜入手先：http://www.med.or.jp/wma/lisbon.html＞
- 9) 村田勝敬，矢野栄二：Evidence Based Medicine のための医学統計 SPBS の活用方法，南江堂，2002。
- 10) 内閣府政府広報室：看護に関する世論調査，平成5年版世論調査年鑑，115-118，1993

The Attitudes of Nursing Students' Guardians towards Injection Technique Learning Methods

Makiko Sasaki Noriko Ishii Makiko Hasebe
Yukiko Kudoh

Course of Nursing, School of Health Sciences, Akita University

In this study we carried out a survey into attitudes towards students' methods of learning injection techniques held by students' guardians. The subjects of the study were 240 guardians of students at "A" nursing college. Questionnaires were collected from 216 participants (90% return rate).

The results of this investigation demonstrated that the following attitudes were held by students' guardians:

1. It was expected that the students would attain the ability to carry out injections by graduation.
2. It was thought necessary for all students, even those not holding a nursing license, to carry out injections on each other in order to obtain the necessary skills.